

発議案第1号

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定
により、別紙の議案を提出します。

令和7年3月5日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 西 垣 一 郎

賛成者 我孫子市議会議員 坂 卷 宗 男

同 椎 名 幸 雄

同 木 村 得 道

同 佐々木 豊 治

同 豊 島 庸 市

同 岩 井 康

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>4 平成22年4月1日から当分の間、議長等の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="839 1464 1441 1715"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>470,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>440,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 令和2年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の180」とす</u></p>	職名	報酬月額	議長	530,000円	副議長	470,000円	議員	440,000円
職名	報酬月額								
議長	530,000円								
副議長	470,000円								
議員	440,000円								

る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議案第2号

我孫子市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和7年3月5日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 西 垣 一 郎

賛成者 我孫子市議会議員 坂 巻 宗 男

同 椎 名 幸 雄

同 木 村 得 道

同 佐々木 豊 治

同 豊 島 庸 市

同 岩 井 康

我孫子市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

我孫子市議会個人情報保護条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。第47条において「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5から9まで 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5から9まで 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）</p>

用法」という。) **第2条第9項**に規定する特定個人情報をいう。

11から13まで 略

(利用及び提供の制限)

第12条 略

2から4まで 略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第38条 第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法

第2条第8項に規定する特定個人情報という。

11から13まで 略

(利用及び提供の制限)

第12条 略

2から4まで 略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで**及び第29条**の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第38条 第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法

第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 **第2条第10項** に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与 **若しくは報酬若しくは福利厚生** に関する事項 **又は** これらに準ずる事項を記録するもの

イからキまで 略

(2)及び(3) 略

3 略

第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 **第2条第9項** に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与 **又は報酬、福利厚生** に関する事項 **その他** これらに準ずる事項を記録するもの

イからキまで 略

(2)及び(3) 略

3 略

(開示請求権)
第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定**に資する情報の提供**その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(開示請求権)
第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、**議会の保有する**自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議案第 3 号

学校給食費の無償化を早急に実現することを求める意見書

我孫子市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和 7 年 3 月 5 日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 岩 井 康

賛成者 我孫子市議会議員 船 橋 優

学校給食費の無償化を早急に実現することを求める意見書

家庭が負担している教育費は、教材費や制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などとても高額です。さらに、食料品や光熱費など異常な物価高騰が加速する中、年間4～5万円の給食費は子育て世代にとって大きな負担であり家計を圧迫しています。

学校給食法に定められている学校給食の目標達成に向けて、学校では給食を通じた食育が行われてきました。給食は、子どもたちの命と成長を守り、将来の健康に大きな影響を与え、さらに、将来的には医療費や介護費の削減にも繋がります。

また、給食費無償化による経済的子育て支援は、少子化対策としても議論されていることを聞きおよんでいます。

給食費の無償化を進める動きが全国に広がっている中、我孫子市でも令和5年度より「学校給食費支援金」として、第1子、第2子に月額1,000円の補助、第3子以降の給食費無償化を実施していますが、食材費の高騰により保護者負担額の値上げを余儀なくされる状況に至っています。

財政力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中で、義務教育の家庭負担で自治体間格差が生じることは問題です。

未来を担う子どもたちに安心・安全で豊かな学校給食が、国の財政負担により、早急に無償で提供されることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 宛

千葉県我孫子市議会

発議案第 4 号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

我孫子市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和 7 年 3 月 10 日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 木 村 得 道

賛成者 我孫子市議会議員 西 川 佳 克

同 椎 名 幸 雄

同 澤 田 敦 士

同 佐々木 豊 治

同 芹 澤 正 子

同 深 井 優 也

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることと規定しているが、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、社会的・経済的な損失を被る、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、姓を維持するために法的な保障が少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、一部の国家資格や免許などでは旧姓の使用が認められていない、ダブルネームを使い分ける負担や管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題が指摘されている。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消することはできず、根本的な解決にならない。

平成27年12月の最高裁判所判決に続き、令和3年6月の最高裁判所決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」との判断を示し、国会における議論を促している。選択的夫婦別姓については、こうした状況や最高裁判所の判決の趣旨を踏まえ、議論を活性化することが国会及び政府の責務である。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、選択的夫婦別姓制度についての議論の活性化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣宛

千葉県我孫子市議会